

本学職員の懲戒処分について

このたび、本学医学部附属病院に所属する看護師が、医師の指示を受けて点滴薬を投与する際に、マニュアルの遵守を怠り、別の患者さんの点滴薬を誤って投与しましたが、そのことに気付いたにもかかわらず、すぐに中止せず、医師への報告・確認も行いませんでした。

また、同人は、上記とは別の患者さんに対して、本来投与すべき点滴薬を投与せず、虚偽の説明を行った上で、本来投与すべき点滴薬の代わりに、生理食塩水を投与しました。

さらに、上記の件について、上司からの指摘に対し、医師の指示どおりの薬剤しか投与していない旨の虚偽の報告を行っていたことが発覚しました。

各患者さんに健康被害は生じておりませんが、医師への報告・確認の未実施、患者さんへの虚偽説明、上司への虚偽報告は、患者さんの身体に影響を及ぼしかねない重大な事態を生じさせるものであり、医学部附属病院ひいては大学の名誉もしくは信用を著しく傷つけるものであると言わざるを得ず、2021年5月13日付けで当該職員を停職2月の懲戒処分といたしました。

このことは医療に携わる者としてあるまじき行為であり、誠に遺憾であります。今回のことにより、患者さんとそのご家族には多大なるご心配とご迷惑をおかけしたことにつきまして、心から深くお詫び申し上げます。本学ではこのことを厳粛に受け止め、今後このようなことのないよう、より一層、職員の指導に努めていく所存です。

2021年6月2日

東京医科歯科大学長

田 中 雄二郎

【本件に関する問い合わせ先】

総務部人事労務課

(電話) 03-5803-4159